

退職予定者向けリーフレット

および 退職後の医療保険制度の選択と加入手続きについて

退職（臨時講師、会計年度任用職員等の任期の終了を含む組合員の資格喪失）される際に必要となる共済組合に関する手続きや、知っておきたい制度についてリーフレットを作成しましたので、ご確認いただき、退職準備にご活用いただきますようお願いいたします。

退職後は再就職の有無やご自身の家族構成等から加入すべき公的医療保険制度を選択し、ご自身で加入手続きを行っていただく必要がありますので、以下（２）をご確認いただき、手続きを行ってください。

（１）退職予定者向けリーフレットについて

- A** 退職前後の共済組合への手続きを取りまとめたリーフレット

退職前後の手続きのご案内

- B** 退職後の医療保険制度に関する詳細リーフレット

どうなるの？『退職後の医療保険制度』

- C** 一般組合員向け 年金制度に関する詳細リーフレット

知っておきたい『年金制度と退職時の手続き』

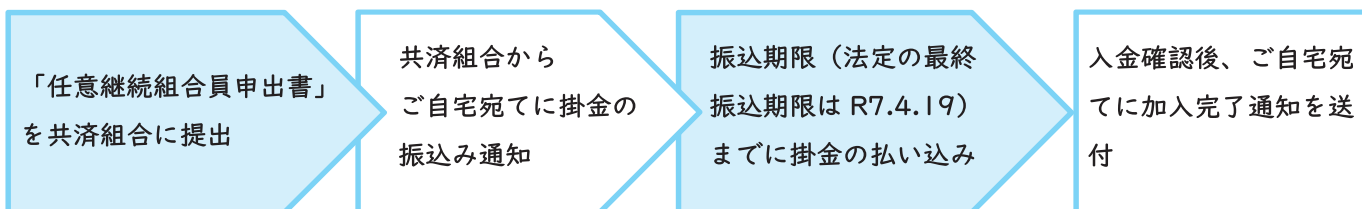
（２）年度末退職者にかかる退職後の医療保険制度の選択と加入手続きについて

退職後（臨時講師、会計年度任用職員等の任期終了を含む）は、共済組合員としての資格を喪失しますので、何らかの公的医療保険制度に加入していただく必要があります。

上記(1)のリーフレット（**A**および**B**）をご覧いただき、加入すべき制度を確認し、その結果当共済組合の「任意継続組合員制度」に加入される方は、後掲する「令和6年度末退職者の任意継続組合員制度加入手続きのご案内」をご確認いただき、「任意継続組合員申出書」を令和7年3月7日(金)までに共済組合に提出してください。

なお、加入を検討されている方や、手続きができなかった方等の最終手続き期限（法定期限）は令和7年4月19日(土)までです。

＜任意継続組合員制度への加入手続きの流れ＞



(3) 退職予定者向けリーフレットの掲載場所について

以下に記載の検索方法や、URL、二次元バーコードから公立学校共済組合滋賀支部のホームページにアクセスし、こんなときガイド「退職するとき」または組合員専用ページから資料を閲覧してください。

公立学校共済組合滋賀支部

検索



<https://www.kouritu.or.jp/shiga/>

滋賀支部

Shiga

滋賀支部の組合員の方に向けた
手続き・厚生サービスを中心に
ご案内します。



? こんなときガイド

- ・公立学校に就職したとき
- ・退職するとき
- ・子どもが生まれるとき
- ・病気やケガをしたとき
- ・交通事故にあったとき
- ・災害にあったとき
- ・休職(休業)したとき
- ・諸様式ダウンロード



[一覧へ](#)

[トップページ](#) > [滋賀支部トップページ](#)

手続きナビ



[組合員専用ページ](#)

(4) 問い合わせ・質問等について

掲載資料に関する質問や制度・手続き等に関する問い合わせは電話またはメールにて受付します。

公立学校共済組合滋賀支部 資格給付係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県教育委員会事務局教職員課健康福利室内

<電話> 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 午前8時30分から午後5時15分

医療保険制度に関すること 077-528-4554

年金制度に関すること 077-528-4553

貸付未償還元利金に関すること 077-528-4552

<メール>

kyufu@25shiga.kouritu.or.jp

※必ず氏名、所属所名、連絡先を本文に記載してください。

令和6年度末退職者の任意継続組合員制度加入手続きのご案内

本案内をご覧になる前に

退職後にどのような医療保険制度に加入すべきかの検討や選択は、以下★のリーフレットをご覧ください。

任意継続組合員制度は退職者全員が必ず加入する制度ではありません。4月から健康保険制度が適用される再就職をする場合や、家族の被扶養者になる場合は任意継続組合員制度に加入する必要はありません。

また、任意継続組合員制度は、加入手続き期限経過後に加入することはできませんのでご注意ください。

★ リーフレット「退職前後の手続きのご案内」**A**

★ リーフレット「どうなるの？退職後の医療保険制度」**B**

滋賀支部ホームページ



「退職するとき」にも掲載しています。

1. 加入条件

次の①、②の両方の条件を満たすと加入できます。

① 引き続き組合員期間が1年と1日以上の組合員であること

※ 令和6年4月1日以後に資格取得した組合員は加入できません(転入者を除く)。

② 退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」を共済組合に提出し、掛金を払い込む。

※ 年度末退職者の加入期限は令和7年4月19日(土)です。

※ 加入手続きは退職前からできます。

2. 令和7年度掛金率等

令和7年度の掛金率および平均標準報酬月額は次のとおりです。

掛金率		平均標準報酬月額
○ 短期掛金	93.20 / 1,000	380,000 円
○ 介護掛金	16.08 / 1,000	

3. 任意継続掛金額(保険料)について

令和7年度分の任意継続掛金額は「任意継続掛金試算シート(エクセル形式)」で試算できます。試算は、年齢と退職時の標準報酬月額(給与支給明細書の標準報酬(短期・介護)に記載の額)で簡単に行うことができますので、1年間に納付する掛金額の把握や、国民健康保険の保険料との比較にご使用ください。

※ 実際に振込みしていただく掛金額は共済組合が算定し、振込書を自宅に送付します。

★ 「任意継続掛金試算シート(エクセル形式)」掲載場所

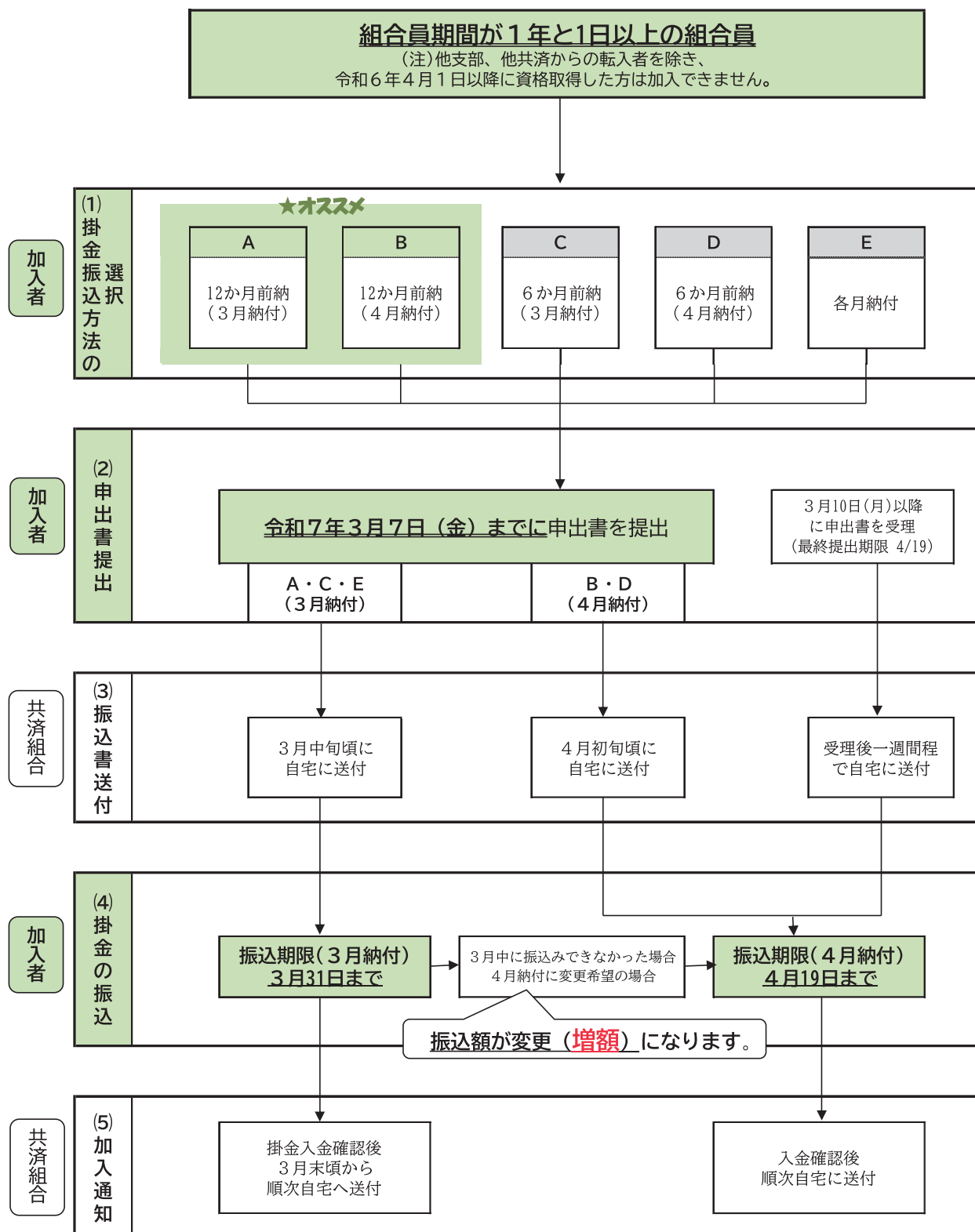
公立学校共済組合滋賀支部ホームページのこんなときガイド「退職するとき」



4. 加入手続きの流れ

以下のとおり、加入手続きを行ってください。

各手続きの詳細については次ページ以降の説明をご覧ください。



(1) 掛金振込方法の選択（加入者が選択）

次のAからEの掛金の振込方法を選択してください。

掛金振込方法		振込期限など	年間掛金額
A	12か月前納 (3月納付)	1年間の掛金を一括して3月31日までに振込む。	安  高
B	12か月前納 (4月納付)	1年間の掛金を一括して4月になってから振込む。	
C	6か月前納 (3月納付)	6か月分(前期)の掛金を3月31日までに振込み、 9月に後期分を振込む。	
D	6か月前納 (4月納付)	6か月分(前期)の掛金を4月になってから振込み、 9月に後期分を振込む。	
E	各月納付	1か月分の掛金を毎月振込む。(初回は4/19まで)	

※ AからEの年間掛金額は「任意継続掛金試算シート」で、それぞれ算定できます。

※ 任意継続掛金を振り込む際の振込手数料は組合員負担です。E各月納付を選択される方は毎月振込手数料が発生しますのでご注意ください。

1. どの掛金振込方法を選択すればいいか。(A～Eの選択)

⇒基本的に12か月前納(AまたはB)を検討してください。

※例年、加入者の大半がAまたはBを選択

《メリット》

① 1年間に振り込む掛金や振込手数料が安くなる。

② 掛金の振り込み忘れによる資格喪失を防ぐことができる。

☆ 任意継続組合員制度の加入途中で再就職する場合や被扶養者になる可能性がある方でも、加入した月を除き資格喪失月以降の未経過分の掛金は後日還付します。

2. A(3月納付)とB(4月納付)の選択について

◆ 退職後の4月1日以降に無職の方や、健康保険制度の適用がない再就職をすることが決まっている方で、任意継続組合員制度に加入することが確実な場合

→「A(3月納付)」を選択

(掛金がB(4月納付)よりも安くなるため。)

◆ 4月から健康保険制度の適用がある再就職を検討している、または被扶養者になることを検討している場合

→「B(4月納付)」を選択

(4月1日以降にご自宅に掛金の振込通知書を送付しますので、任意継続組合員制度に加入する場合のみ掛金を振込んでください。)

(2) 申出書の提出（加入者 → 共済組合）

すでに任意継続組合員制度への加入を決めている方は、第一次提出期限令和7年3月7日（金）までに申出書を共済組合に提出してください。

なお、申出書の最終（法定）提出期限は令和7年4月19日（土）です。3月10日（月）以降も受け付けますが、それ以降の手続きが遅れますので、お早めに手続きしてください。

※「任意継続組合員申出書」の記入方法については、後掲の記入例をご覧ください。

《申出書の注意点》

1. 認定を希望する被扶養者がいる場合

現職時から引き続き認定を希望する被扶養者や、新たに認定を希望する被扶養者がいる場合は、申出書の所定欄に該当者の氏名を記載してください。

新たに認定を希望する場合は、認定手続き書類の提出が必要となります。認定手続き書類のご案内は、申出書受付後にご自宅へ送付します。

また、退職時に認定している被扶養者で、4月以降は被扶養者とししない方の氏名は記載しないでください。記入のない被扶養者は令和7年4月1日で自動的に認定取消とします。

2. 「資格確認書」の交付申請について

マイナ保険証（健康保険証の利用登録※を行ったマイナンバーカード）を保有していない場合に限り「資格確認書」を交付しますので、申出書の所定欄に交付該当者の氏名（組合員の場合は☒）を記載してください。

※ 健康保険証の利用登録の有無は、マイナポータルで確認してください。

マイナポータル	検索
---------	----



3. 4月以降加入する健康保険制度が不明な場合

暫定で「任意継続組合員申出書」を提出していただいても構いません。

ただし、任意継続組合員に加入することが確実になるまでは掛金の振り込みをせずにお待ちいただきますよう、お願いします。

掛金を振り込みされると、任意継続組合員の加入取消ができなくなります。他の健康保険に加入する可能性がある場合は掛金の振り込みをせず、任意継続組合員制度に加入が決定した段階で振り込みをしてください。

任意継続掛金振り込み後のキャンセルについては、全額返金できない場合がありますのでご注意ください。

4. 申出書提出後に、加入をキャンセルされる場合は必ず共済組合まで連絡をお願いします。

申出書提出後に加入をキャンセルされる場合は、掛金の振込前後にかかわらず、必ず共済組合 資格給付係（077-528-4554）まで電話連絡をお願いします。

5. 4月途中で共済組合以外の健康保険組合に加入する場合は、加入しないでください。

4月は任意継続掛金と再就職先（共済組合以外）の健康保険料を二重で払っていただくこととなります。

そのため、4月に再就職されるまでの期間は国民健康保険に加入してください。

(3) 振込書の送付（共済組合 → 加入者）

共済組合で申出書を受付後、ご自宅にお振込額や振込口座を記載した振込書を送付します。

- ▶ A、C、E（3月納付）を選択した方 → 3月中旬ごろに送付
- ▶ B、D、E（4月納付）を選択した方 → 4月初日に送付
- ▶ 申出書提出期限（令和7年3月7日（金））後に提出いただいた方
→ 共済組合で申出を受付後、1週間ほどで送付します。

(4) 掛金の振込（加入者の振込）

ご自宅に送付された振込書に記載の掛金を振込期限までに滋賀銀行の指定口座に振込んでください。振込期限はAからEの掛金振込方法により異なりますので、注意してください。

最終（法定）振込期限は令和7年4月19日（土）です。

また、掛金を振り込む場合は振込手数料負担が発生しますので、ネットバンキング等を利用し、振込手数料負担が軽減される方法により振込んでください。

《注意》

- ① 申出書でA、C、E（3月納付）を選択した方で、
 - ◆ 振込期限（令和7年3月31日）までに振込みができなかった場合
 - ◆ B、D、E（4月納付）に変更したい場合
⇒ 通知している掛金額が変更（増額）となりますので、共済組合まで連絡してください。
改めて4月納付の掛金額をお知らせします。
- ② 振込書を使用せず、ネットバンキング等で掛金を振込む方
⇒ 振込人名義（振込依頼人名）を以下の例のように変更して振込みをしてください。
(例) B123456 シガ タウ（任意継続組合員番号＋組合員氏名）

(5) 加入手続き完了通知等の送付（共済組合 → 加入者）

共済組合が掛金の振り込みを確認後、加入手続き完了通知として「資格情報のお知らせ」と「資格確認書(申出書で交付申請した方のみ)」を自宅に送付します。

なお、令和7年4月1日以降新たに認定を希望する被扶養者は、掛金の振り込みおよび被扶養者新規認定手続きがどちらも完了してから送付します。

5. 任意継続組合員制度加入後の医療機関等の受診について

令和6年12月2日より、健康保険証（任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証）の新規交付が終了したため、任意継続組合員制度加入後に健康保険証は交付されません。医療機関等の受診方法は下記のとおりです。

①マイナ保険証をお持ちの方 「マイナ保険証」で受診

マイナナンバーカード

※健康保険証の
利用登録済み



②マイナ保険証をお持ちでない方 「資格確認書」で受診

※カードリーダーが設置されていない医療機関を受診する場合や
カードリーダーの不具合により電子資格確認を受けられない場合

マイナナンバーカード

※健康保険証の
利用登録済み

+



マイナポータル資格情報画面

または

「資格情報のお知らせ」

「任意継続組合員申出書」の提出先、任意継続組合員についてのお問い合わせ先

520-8577（住所記入不要）

滋賀県教育委員会事務局 教職員課 健康福利室内

公立学校共済組合滋賀支部 資格給付係（村松・森田）

TEL 077-528-4554

FAX 077-528-4952

任継番号	B						
------	---	--	--	--	--	--	--

共済組合受付印

任意継続組合員申出書〔年度末退職者用〕

氏 名		公 立 滋 賀									
退職時の所属所名						所 属 コード					
退 職 年 月 日	令 和 7 年 3 月 31 日					退職時の標準報酬月額(短期・介護)					
						第 級	円				
掛金振込方法 (1つ選択)	☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E 12か月前納 12か月前納 6 か月前納 6 か月前納 各月納付 3 月納付 4 月納付 3 月納付 4 月納付										
被 扶 養 者 (該当者のみ記入)	被扶養者として認定を希望する方の氏名を記入してください。 下記の者は、令和7年4月1日以降1年間の収入が130万円（60歳以上の者または障害を事由とする年金を受給する者は180万円）を超えないことを申し立てます。 ()()()() 注1 被扶養者がいない場合や被扶養者認定を取消する場合は記入不要です。 注2 新規認定者がある場合は必要書類を自宅へ送付します。 (提出後に被扶養者認定処理を行います。)										
登 録 口 座	☐ 変更なし ☐ 変更あり ※変更する場合は通帳の写しを添付してください。										
備 考											

以下の場合に限り「資格確認書」を交付しますので、交付が必要な者の氏名（組合員は☑）を記入してください。

① マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを返納した者

② マイナンバーカードを保有しているが健康保険証の利用登録を行っていない者、利用登録の解除をした者

③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

(組合員本人 ☐)()()()()

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。

公立学校共済組合滋賀支部長 様

令和 7 年 3 月 31 日 年 月 日

住 所

申出者 氏 名

電話番号1 - -

電話番号2 - -

※日中に連絡が取れる電話番号(自宅・携帯)を記入してください。

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定による期限（退職の日から20日以内）を経過した後に申出書を提出する場合は、「備考」欄に申出が遅滞した事由を記入してください。

共済使用欄	番号変更による証の差替	限		資格確認書	有・無
-------	-------------	---	--	-------	-----

任継番号		B											共済組合受付印								
												任意継続組合員甲出書〔年度末退職者用〕									

氏 名		公立 太郎				公 立 滋 賀				1 2 3 4 5 6 7			
退職時の所属所名		大津市立びわこ小学校				所 属 コード		8 9 1 0					
退 職 年 月 日		令和 7 年 3 月 31 日				退職時の標準報酬月額(短期・介護)							
						第 級		円					
掛金振込方法 (1つ選択)		☒ A 12か月前納 3月納付											
被 扶 養 者 (該当者のみ記入)		被扶養者として認定を希望する方の氏名を記入してください。 下記の者は、令和7年4月1日以降1年間の収入が130万円(60歳以上の者または障害を事由とする年金を受給する者は180万円)を超えないことを申し立てます。 (公立 花子)()()() 注1 被扶養者がいない場合や被扶養者認定を取消する場合は記入不要です。 注2 新規認定者がある場合は必要書類を自宅へ送付します。 (提出後に被扶養者認定処理を行います。)											
登 録 口 座		☒ 変更なし ☐ 変更あり ※変更する場合は通帳の写しを添付してください。											
備 考													

以下の場合に限り「資格確認書」を交付しますので、交付が必要な者の氏名(組合員は☑)を記入してください。

① マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを返納した者
② マイナンバーカードを保有しているが健康保険証の利用登録を行っていない者、利用登録の解除をした者
③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

(組合員本人 ☐)()()()()

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。

公立学校共済組合滋賀支部長

令和 7 年 3 月 31 日

〒 520 - 7777

住 所 大津市〇〇一丁目1-1

申出者 氏 名 公立 太郎

電話番号1 077 - 528 - 4554

電話番号2 080 - 1234 - 5678

※日中に連絡が取れる電話番号(自宅・携帯)を記入してください。

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定による期限(退職の日から20日以内)を経過した後に申出書を提出する場合は、「備考」欄に申出が遅滞した事由を記入してください。

共済使用欄	番号変更による証の差替	限	資格確認書	有・無
-------	-------------	---	-------	-----